

# 令和 8 年度 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託仕様書

## 1 趣 旨

この仕様書は、那覇市（以下「甲」という。）が伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託（以下「本業務」という。）について、契約書に定めるもののほか受託者（以下「乙」という。）が行うべき委託業務詳細を定めるものとする。

## 2 委託期間

着手日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 業務場所

那覇市首里石嶺町 1 丁目地内（伊江御殿別邸庭園内）（別添位置図参照）

## 4 業務内容

本業務は、伊江御殿別邸庭園内全体（約 8,000 m<sup>2</sup>）の清掃、庭園管理を定期的（毎月 1 回）及び必要が生じた時に行うものである。

- (1) 庭園内（池、建物屋根等含む）に落ちている折れ枝、枯葉、倒木、ゴミ等の撤去処分、適正管理を行うこと。
- (2) 庭園内（池、建物屋根等含む）にある雑木、雑草の伐採処分を行うこと。石積にある雑木、雑草は表面だけでなく、裏面、上面の全面について行うこと。
- (3) 庭園内にある池の汚泥処理を行うこと。汚泥処理作業時期については甲と協議の上行うこと。また、作業を行う上で発生した汚泥等は適切に処分すること。
- (4) 庭園内の樹木の剪定、適正管理を行うこと。樹木（高木含む）の樹形や景観を考慮しながら剪定を行うこと。
- (5) 隣地境界沿いについては、隣地に草木が越境しないように除草（境界沿いの石積の除草も含む）、樹木の剪定（高木含む。）等を行うこと。
- (6) 枯損木がある場合は担当職員へ連絡、調整後伐採を行うこと。また、枯れかけている樹木についても担当職員へ報告し、枯れないような対策を講ずること。
- (7) 建物内（約 253 m<sup>2</sup>）、周辺についても清掃、管理を行うこと。建物は窓を開け、風通しを行うこと。
- (8) 暴風雨前後の対策及び清掃を行い、事前事後の報告（写真等提出）を行うこと。対策とは、巡回、折れそうまたは折れた枝の剪定、倒れそうな樹木の補強、倒れた樹木の撤去、その他危険個所の対策等をいう。

- (9) 庭園内（全体）の巡回点検（2回/月以上）を行い、施設等に異常がないか確認し、日報、写真等で報告を行うこと。現場で異常等を発見した場合は、担当職員に連絡し、対応すること。
- (10) 定期的な作業とは別に、甲から緊急に作業要請があった場合（苦情、検討委員会等があった時）は、迅速に対応すること。
- (11) 機械、人力除草箇所は事前に担当者と確認を行うこと。
- (12) その他、甲が指示する事項。

## 5 打ち合せ

乙は、業務の実施にあたり事前に甲と十分な打ち合わせを行い、円滑に業務を遂行するものとする。

## 6 暴力団員等による不当介入の排除対策

- (1) 請負者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

## 7 業務上の注意事項

- (1) 乙は、契約締結後、配置する者の氏名及び緊急時の連絡体制、安全対策、作業方法等の記載した業務計画書を提出すること。
- (2) 乙は、前項で届け出た以外の者を甲の承認を得ないで業務に従事させてはならない。ただし、急病等の緊急な場合を除く。
- (3) 庭園内では、勤務中の飲酒・喫煙は固く禁ずる。
- (4) 数量については適宜範囲内で調整するものとする。
- (5) 除草・剪定・伐採した草木は、一般廃棄物として那覇市の指定する搬入先のいずれかで処分すること。
- (6) 安全管理は十分に行い、業務を行うこと。

## 8 業務の成果物

毎月の清掃完了の度に業務実施前中後の現場写真（同方向から撮影）、作業箇所の図面及び実施数量等を作成し、作業終了の報告書を提出する（毎月10日までに提出する）。業務完了後は毎月の報告書をまとめ、総括表等の必要書類を作成し、CDデータにして提出する。まとめ方については事前に甲と調整を行うこと。

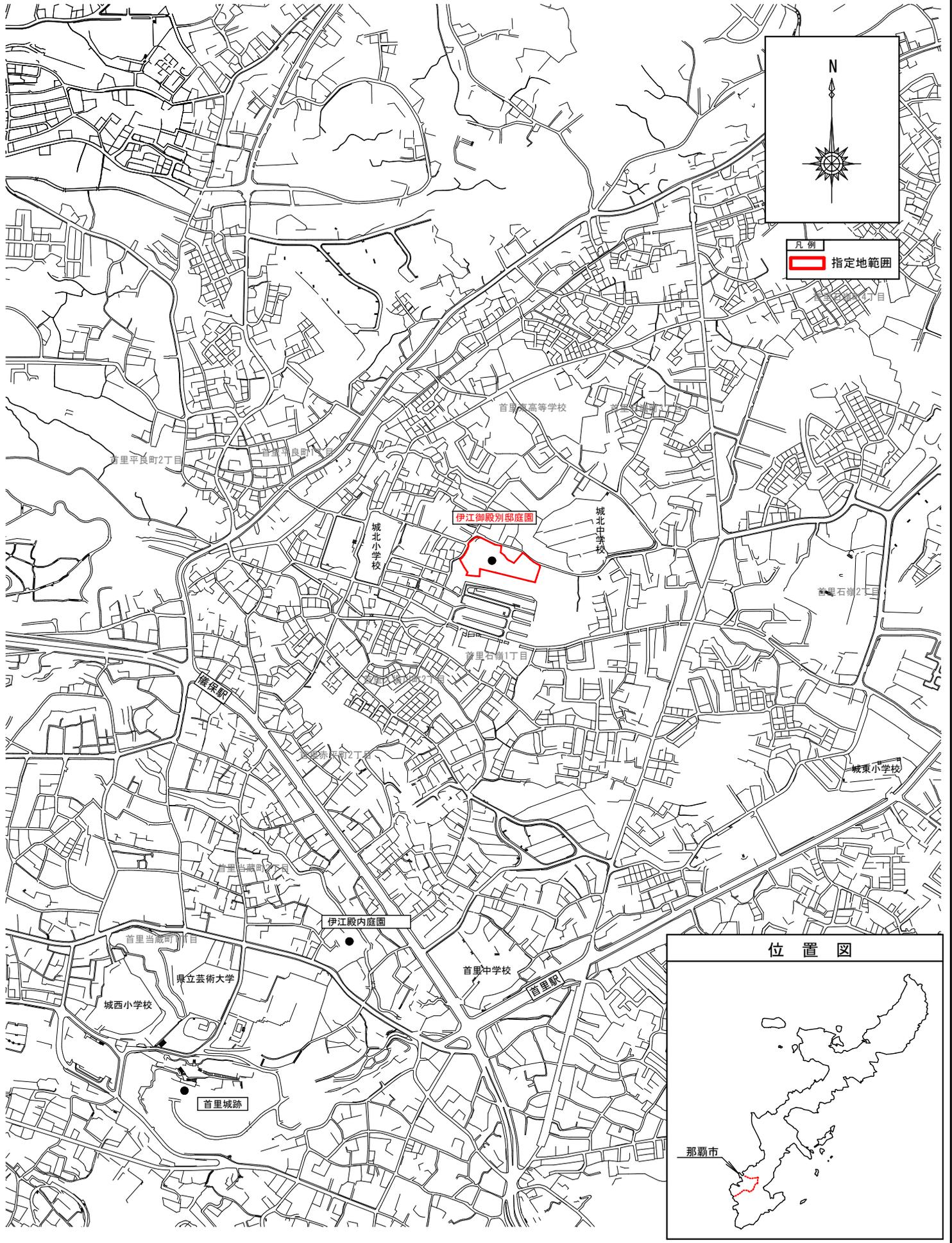
## 9 作業管理

乙は、作業にあたっては、文化財の重要性を認識し、既存石垣、石畳等に十分注意し、甲の許可なく移動させることや、損傷を与えることが無いように配慮すると同時に文化財の保存に努める。

## 10 疑義

乙は、本業務の実施にあたり、仕様書等の解釈の疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない場合の事項については、那覇市契約約款によるほか甲乙協議のうえ定めるものとする。

# 位置図



# 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託

(用地平面図) S= 1/250

凡 例	
	園路等清掃
	雑木及びびつる草撤去
	石垣人力除草
	建物内清掃
	中低木剪定
	園内機械除草

